



| 凡 例 | |
|-------------------------|---|
| 地区計画区域 (面積: 約 59.5ha) | |
| 地区整備計画区域 (面積: 約 52.2ha) | |
| 建築物等の用途の制限 | <p>以下に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅、共同住宅（事業所の延べ床面積の2分の1以内かつ6,000㎡以内の食品製造・加工業の従業員用を除く。）又は下宿、事務所・店舗の兼用住宅 老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの 図書館、博物館その他これらに類するもの 物品販売業を営む店舗又は飲食店（附属を除く。） ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの マーチャンライズ、はちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの カラオケボックスその他これらに類するもの 畜舎 自動車教習場 廃棄物の処理業の用に供する建築物 建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)～(2)、(29)～(31)までに掲げる事業を営む工場、レディミストコンクリートの製造を営む工場 火薬類の貯蔵又は処理に供するもの |
| 住宅地区 | <p>以下に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ホテル又は旅館 150㎡を超える店舗、飲食店その他これらに類するもの 畜舎 |
| 最低敷地面積 | <p>工業地区： 10,000㎡</p> <p>住宅地区： 170㎡</p> |
| 壁面の位置の制限 | <p>工業地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号壁面線 (10.0m以上) □ □ □ 2号壁面線 (5.0m以上) ● ● ● ● 3号壁面線 (3.0m以上) ○ ○ ○ ○ <p>壁面線が定められていないその他の道路及び水路から1.0m以上</p> <p>隣地境界線から3.0m以上（敷地面積3,000㎡未満の敷地は1.0m以上）</p> <p>住宅地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、公園及び水路から1.0m以上 隣地境界線から0.5m以上 |
| 高さの最高限度 | <p>工業地区</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築物等の高さの最高限度は、25m以下。 次の条件を満たすものは、建築物等の高さの最高限度をそれぞれ定める高さとする。 <ol style="list-style-type: none"> 敷地面積50,000㎡以上かつ壁面・柱の面の位置から道路・水路境界線までの距離が15m以上、隣地境界線までの距離が5m以上の場合は30m以下 敷地面積70,000㎡以上かつ壁面・柱の面の位置から道路・水路境界線までの距離が20m以上、隣地境界線までの距離が10m以上の場合は40m以下 <p>住宅地区</p> <p>13m以下かつ地上の階数3階以下</p> |
| 形態・色彩・意匠の制限 | <p>工業地区</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築物等の外観の各立面の面積の3分の2以上の部分の色彩は、次に掲げるマンセル表色系の範囲とする。 <ol style="list-style-type: none"> 7.5Rから7.5Yまで 彩度6以下 7.5Yから7.5GYまで(7.5Y含まない。) 彩度4以下 7.5GYから7.5RPまで(7.5GY及び7.5RP含まない。) 彩度2以下 7.5RPから7.5Rまで(7.5R含まない。) 彩度4以下 高架水槽・工作物は、周辺の景観等に配慮 屋外広告物は、自己用で周辺の景観等に配慮 <p>住宅地区</p> <ol style="list-style-type: none"> 屋根、外壁又は柱の色彩は、周辺の景観等に配慮 屋外広告物は、自己用で周辺の景観等に配慮 |
| 緑化率の最低限度 | <p>工業地区： 20%</p> |
| 垣又はさくの構造の制限 | <p>工業地区： 道路に面する部分は、道路中心の高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等</p> <p>住宅地区： 道路に面する部分は、生垣又は道路中心の高さ1.5m以下の透視可能なフェンス</p> |